

平成18年第2回大仙市議会臨時会会議録第1号

平成18年4月27日（木曜日）

議事日程第1号

平成18年4月27日（木曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定（1日間）
- 第3 議長報告（専決処分報告^{法第180条第1項関係}・例月出納検査結果）
- 第4 報告第2号 専決処分報告について（議決の変更について）
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第5 報告第3号 専決処分報告について（大仙市税条例の一部を改正する条例）
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第6 報告第4号 専決処分報告について（大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第7 報告第5号 専決処分報告について（平成17年度大仙市一般会計補正予算（第10号））
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第8 報告第6号 専決処分報告について（平成17年度大仙市老人保健特別会計補正予算（第4号））
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第9 報告第7号 専決処分報告について（平成17年度大仙市奨学資金特別会計補正予算（第2号））
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第10 報告第8号 専決処分報告について（平成17年度大仙市宅地造成事業特別会計補正予算（第3号））
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）

- 第 1 1 議案第 1 4 2 号 大仙市南外ふるさと館設置条例の一部を改正する条例の一部
を改正する条例の制定について
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 2 議案第 1 4 3 号 大仙市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例
の一部を改正する条例の制定について
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 3 議案第 1 4 4 号 大仙市八乙女温泉さくら荘設置条例等の一部を改正する条例
の制定について
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 4 議案第 1 4 5 号 平成 1 8 年度大仙市一般会計補正予算 (第 1 号)
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)

出席議員 (3 0 人)

1 番 橋 本 五 郎	2 番 佐 藤 文 子	3 番 小 山 誠 治
4 番 佐 藤 隆 盛	5 番 藤 井 春 雄	6 番 杉 沢 千恵子
7 番 佐 藤 孝 次	8 番 金 谷 道 男	9 番 石 塚 柏
1 0 番 千 葉 健	1 1 番 渡 邊 秀 俊	1 2 番 佐 藤 芳 雄
1 3 番 高 橋 敏 英	1 4 番 竹 原 弘 治	1 5 番 橋 村 誠
1 6 番 武 田 隆	1 7 番 斉 藤 博 幸	1 8 番 菊 池 幸 悦
1 9 番 大 坂 義 徳	2 0 番 大 山 利 吉	2 1 番 門 脇 一 男
2 2 番 本 間 輝 男	2 3 番 児 玉 裕 一	2 4 番 高 橋 幸 晴
2 5 番 佐々木 洋 一	2 6 番 大 野 忠 夫	2 7 番 佐々木 昌 志
2 8 番 北 村 稔	2 9 番 鎌 田 正	3 0 番 藤 田 君 雄

欠席議員 (0 人)

説明のため出席した者

市 長 栗 林 次 美	助 役 久 米 正 雄
教 育 長 三 浦 憲 一	代表監査委員 田 牧 貞 夫
総 務 部 長 老 松 博 行	企 画 部 長 佐々木 正 広

市民生活部長	高橋源一	健康福祉部長	深谷久和
農林商工部長	金正行	建設部長	柴田勝三
病院事務長	高橋大樹	水道局長	田口良邦
国体準備事務局長	中嶋喜代博	教育次長	相馬義雄
教育次長	佐藤康裕	庶務課長	元吉峯夫

議会事務局職員出席者

局	長	田口誠一	副参事	高橋薫
副主	幹	伊藤雅裕	副主幹	加藤博勝
主	任	菅原直久		

午前１０時００分 開 会

○議長（橋本五郎君） おはようございます。

これより平成１８年第２回大仙市議会臨時会を開会いたします。

市長から招集のあいさつがあります。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 皆さん、おはようございます。

本日、平成１８年第２回大仙市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご参集いただきまして誠にありがとうございます。

今次臨時会でご審議をお願いいたします案件は、専決処分報告７件、条例案３件、補正予算１件の計１１件であります。

各案件につきましては、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

この場をお借りいたしまして、本日ご承認をお願いしております報告第２号の専決処分報告につきまして、改めてご説明及びお詫びを申し上げたいと存じます。

昨年年第２回大仙市議会臨時会で議決をいただきました「大仙市宇津台浄水場配水池新設工事請負契約の締結」につきまして、不断水工事等を追加する必要が生じ、工事請負契約の変更が必要となったものでありますが、事務手続きの誤りにより議会の議決を経ることなく変更契約を締結し、昨年度内に工事が完了となっております。

この変更契約を適法なものとするため、議会に対し変更契約の追認議案を提出し、議決をいただくべきところでありましたが、年度末で期日もないことから、地方自治法第１７９条の規定により、３月３１日付けで議決の変更について専決処分をさせていただ

き、本日ご報告申し上げ、ご承認をお願いするものであります。

職員に対しては、再びこのようなことのないよう指示したところであり、今後の事務処理に万全を期してまいりますので、議員各位のご理解をお願い申し上げるとともに心からお詫びを申し上げたいと存じます。

次に、先日訪韓いたしました「日韓大綱引き文化交流事業」のご報告と平成18年第1回市議会定例会で採択されました請願「（仮称）刈和野大綱引き伝承館の建設について」及び「温泉ふれあい入浴サービス事業について」ご説明申し上げ、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

「日韓大綱引き文化交流事業」につきましては、橋本市議会議長、刈和野大綱引保存会、西仙北太鼓の会、職員など訪問団33名が4月6日から10日まで、韓国・唐津郡を訪問してまいりました。私と随行の二名は、公務のため4月8日から合流し、唐津郡守ミン・ジョンギ氏、副郡守オウ・サンキ氏との懇談において、互いの地域の民俗文化を尊重し、綱引きを中心にした交流の継続を確認し、青少年交流事業を検討することなど新たな方針も協議してまいりました。

刈和野大綱引保存会は、中国・韓国・沖縄など各国の綱引きをテーマとしたシンポジウムに参加、西仙北太鼓の会は会員の西仙北東中学校生徒三名を含めて綱引き会場の特設ステージで日韓太鼓の合同演奏を披露するなど、民間レベルでの交流を深めてまいりました。

私も団員と一緒に綱引きに参加し、伝統ある民俗行事の熱気を感じてまいったところでもあります。

韓国唐津郡との交流は旧西仙北町との交流を引き継いで進めている事業であります、韓国は日本に最も近い国でありますので、今後は大仙市としてアジアの窓口として国際交流事業を促進してまいりたいと考えております。

次に、（仮称）刈和野大綱引き伝承館の建設につきましては、請願において建設候補地として要望のありました旧法務局西仙北出張所跡地を3月27日に土地開発基金により取得いたしております。

跡地は、土地面積が1,046.09㎡、建物は昭和54年建築で総面積が362.19㎡で、財務省からは即購入できる物件として建物付きで950万円の公示がなされておりました。

同地が西仙北中央公民館や西仙北図書館など市の施設と隣接し、今後とも利用価値が

高い土地であることから取得したものであります。

取得いたしました建物について、「刈和野大綱引き伝承のための施設」としての活用を検討いたしたいと存じます。

なお、建物は平成１３年１１月以降封鎖されておりますので、点検の上、補修等が必要な場合は６月定例会に関係予算の補正をお願いいたしたいと思っております。

次に、「温泉ふれあい入浴サービス事業」についてであります。現在、対象となる方々に５月から使用していただけるようサービス券の配付作業を進めております。

本事業は、大仙市内の高齢者等を対象に、市内の直営及び第三セクターが運営しております入浴施設を利用いただき、高齢者等のとじこもりを防止し、楽しく元気に長生きできる地域づくりを進めることを目的に実施するものであります。当初、予算説明では７０歳から７９歳までの方に半額割引券を、８０歳以上の方に無料券をそれぞれ１５枚配付することとしておりましたが、利用率等を勘案し、対象者を７０歳以上の高齢者及び６０歳以上の心身障害者等とし、７０歳から７９歳の高齢者及び６０歳から６９歳の心身障害者手帳等を所持する方には半額割引券を、８０歳以上の高齢者には無料券をそれぞれ２４枚交付することといたしました。

また、太田地域の中里温泉は「太田南部コミュニティセンター」「太田就業改善センター」及び「太田ふるさと館」で構成する施設であります。太田ふるさと館につきましては旧太田町が老人憩いの家等の性格を持つ施設として整備したものでありますので、大仙市の高齢者等が利用する温泉施設と位置づけ、大仙市税条例第１４２条第３項による入湯税の対象外施設とし、温泉ふれあい入浴サービス事業対象者が２００円で入浴できる施設といたしたいと存じます。

新たな制度導入に伴い、温泉施設の割引制度などを整理するため、関連条例の改正を本臨時会に提案しておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、平成１８年第１回市議会定例会で大仙市内の温泉入浴料の上限を５００円とする改正をお願いし、入浴料金を概ね４００円で統一したところでありますが、利用者の利便性を考慮し、料金が値上げとなります協和温泉「四季の湯」及び「南外ふるさと館」につきましては、２時間までの入浴について新たに３００円の制度を設けたいと存じます。

大仙市が誕生し、ようやく一年を経過したところでありますが、合併協議において合併後再編するとした事務事業がいまだ存続しております。大仙市民の一体性の確保、

サービスの均一化等の観点から、今後、議会とご相談しながら制度の整備を進めてまいりますので、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。招集のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（橋本五郎君）　ここで教育長より発言の申し出がありますので、これを許します。
三浦教育長。

○教育長（三浦憲一君）【登壇】　おはようございます。

去る４月１日付けで教育長を拝命いたしました三浦憲一と申します。大変教育環境が厳しい中で大きな責務を、任務を与えていただきまして、本当に有り難いなど、こう思っております。いろんな意味でこのあと議員の先生方のご援助、あるいはご指導をいただきながら、元気のある大仙市の教育振興のために一生懸命努力する所存でございますので、ご指導、ご支援の方をよろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

午前１０時１１分　開　　議

○議長（橋本五郎君）　これより本日の会議を開きます。

○議長（橋本五郎君）　本日の議事は、日程第１号をもって進めます。

○議長（橋本五郎君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第８１条の規定により、議長において、１６番武田隆君、１７番齊藤博幸君、１８番菊池幸悦君を指名いたします。

○議長（橋本五郎君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日１日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君）　ご異議なしと認めます。よって、会期は本日１日と決定いたしました。

○議長（橋本五郎君） 日程第３、この際、諸般の報告をいたします。

市長から、議会の委員による専決処分１９件の報告書並びに市代表監査委員から例月出納検査結果が提出されましたので、これを別冊お手元に配付のとおり報告いたします。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第４、報告第２号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松総務部長。

○総務部長（老松博行君）【登壇】 それでは、報告第２号、専決処分報告につきましてご説明申し上げます。

議案書の１ページから３ページまででございます。

本件は、平成１７年７月１９日開催の平成１７年第２回大仙市議会臨時会で議決をいただきました大仙市宇津台浄水場配水池新設工事につきまして、工事施工後に緊急遮断弁の流量計の移設工事において不断水工事を施工する必要性が生じたことや工事施工時に地下埋設物を保護するために敷鉄板を実施することなどの理由によりまして、当初の契約金額であります３億６，５４０万円を７０２万４，５００円増額し、３億７，２４２万４，５００円とする工事請負契約の変更が必要になったものであります。

この変更契約につきましては、当然、議会の議決を経なければならないものでありましたが、事務手続きを誤り、議会の議決を経ることなく平成１８年２月１４日付けで変更契約を締結し、３月２０日に工事完了となったものでございます。

この変更契約を適法なものにするためには、議会に対しまして変更契約の追認議案を提出し、議決をいただくべきところでありましたが、当該契約が平成１７年度予算に基づくものであり、年度末で期日もなかったことから、地方自治法第１７９条第１項の規定により、３月３１日付けで議決の変更につきまして専決処分をさせていただいたところであり、同条第３項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

なお、工事代金につきましては、変更前の金額は３月３１日に請負業者に支払いを済ませておりますが、変更により増額となった金額につきましては、議会の承認をいただいた上で支払う予定でございます。

この度は事務手続きのミスにより、多大なご迷惑をおかけいたしました。再びこうしたことのないよう事務処理に万全を期してまいりますので、何卒ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。17番斉藤博幸君。

○17番（斉藤博幸君） 専決報告でございますので、あえて重箱の隅は突きませんけれども、合併してからいろいろ考えてみますと、どうもこの工事は、こういう入札、いろんなことにおいて若干緊張感に欠けているんじゃないかと、常に、まあ今回のことで大変強く思いました。機構改革をやっていろんなことをこれからしっかり目を光らせるということで4月からやられたわけでございますけれども、まず第一にこの原因、その何ですか、その工事をやらなければならないとわかったのは7月から始めていつ頃なのか、その点をちょっとお聞かせください。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 水道局長から答弁させていただきます。

○議長（橋本五郎君） 田口水道局長。

○水道局長（田口良邦君） 私の方からお答え申し上げます。

8月から工事を行いまして、敷地の造成に入ったわけですが、それに重機が出入りするわけですが、それが農道を通るということもございまして敷鉄板が必要だということが生じました。工事着工後間もなくのことです。

以上でございます。

○議長（橋本五郎君） 17番斉藤博幸君。

○17番（斉藤博幸君） 工事着工後間もなくこの原因が発生して、なぜ2月にその、変更契約ですか、したような先程の総務部長さんのお話でございましたけれども、ただ単純に事務のミスで片付けるにいいのかなと。いや、確かに今日の議会が終われば適法なものになるかもしれませんが。細かいことはいいけれども、大災害起きる前に必ず2つか3つ小さいことが起きて、とんでもないことが起きると、そういう、本にも書いていることとございます。それで、あえてこの場で、助役、市長さん、このことについて本当に心割った見解をまずちょっとおっしゃっていただければ、この場であと質問終わります。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） この度の件につきましては、議員ご指摘のとおりしっかり仕事をしていれば起き得ることがないことと考えております。そういう意味で緊張感がない、あるいは合併して様々な事務作業が複雑になっている、そういうことは言い訳にならないことだと思っております。この事案以外にも何件か類似したようなケースがございま

した。ただそのケースにつきましては、途中で気がつきまして議会の皆さんに間に合ったり、あるいは修正が効いた事案でありますけれども、今回につきましては、ぎりぎり年度末、初めて気がついたものでありますので、地方自治法上こういう手続きをとらざるを得なかったことは心からお詫びを申し上げたいと思います。ただ、類似のケースについてもありましたので、こういうことが絶対ないようにきっちり管理監督してまいりたいと思いますので、よろしくご理解を願いたいと思います。どうも申し訳ありませんでした。

○議長（橋本五郎君） ほかに。 22番。

○22番（本間輝男君） 市長に専決についてのご答弁求めます。

本来であれば、こういうことについては先程来市長が答えたとおりのミスということで事実については承諾いたしますが、本来であれば「暇がない」という答弁の中には地方自治法の中に専決がかなり優先される事項として条文化されていることは事実であります。しかしながら私考えるには、3月定例会の最終日等においてこの事案が出てきたことが事実であり、我々自信も3月20日前後においてこの事案がわかっていたわけです。確かに事案といたしましては、人事異動の関係等で大分時間を要したことは事実でありますけれども、本来でありますと議決行為を伴う行為であるならば、暇がないということは単なる専決の行為をただ単に行うということであり、地方自治法上に言われるとおり議会の軽視にあたることは事実であります。私は今、議長席におります橋本議長にも申し上げたいわけですが、やはりきちんとした形で議会は市に対して、こういう行為に対して専決処分をすることなくきちんとした議会人としての意見を申し上げ、その対応をすべきだったということを強く申し上げたいと思います。この専決に対する栗林市長の見解を求めます。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 3月定例会中、議員の方にも説明申し上げましたがけれども、年度末になりまして、本来であれば議会を開いてやるべきところであります。専決処分というのは、できるだけ避けるというのが原則であろうと私は考えております。ただ、ちょうど議会の常任委員会の視察等で議員の皆さんが外に出られていたと、そういう時期とぶつかりまして、どうしてもその議会の日程が取れなかったものですから、そこは議運の皆さんを通じてお願いしまして、このままにしておきますと違法の形になりますので、最後の手段として専決処分によりましてこういう形で報告させていただいて、違法行為

にならないような形にせざるを得なかったということであります。

私もその専決処分については、軽々しく専決処分はするものではないと思っております。議会にできるだけかけるものだと、こういうふうに思っています。大変申し訳ありませんでした。

○議長（橋本五郎君） 22番。

○22番（本間輝男君） わかりました。議会の研修ということであったことも事実です。それもわかっております。しかしながら、たった1日の会期の中できちんと処理できることでもありますし、これからはこういう行為はむやみやたらに行使することなく、議会をきちんとした形でとらえていただきながら、市民の声の中で我々も答えておきますので、当局には今後こういうことのないように切磋琢磨していただくことをお願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） ほかに。26番。

○26番（大野忠夫君） 今のこの請負契約にかかわる議決の関係で2名から質問があったわけですが、この議決にかかわって、前にですね今の機構改革が提案される前に参考資料として各支所、あるいは本庁において、それらしきその問題のあったものが資料として提示されたわけでございます。この内容もいろいろ反省した部分も書かれておるわけですが、問題は今回のこの議決の変更についてもそうですが、先程市長の方からも事務手続きの誤りであったという話で、このいろいろとここに到達するまでにはそれなりの経過があったとは思いますが、この誤りをしっかりと検視をしなかった、そのものがまた今になってこの議決の変更の問題が提起されてきたというふうに感じるわけがあります。まさしくこの毎日の仕事の中で、しっかりとしたものをしていく、そしてまた誤りがあったときはしっかりと原因を質す、究明をする、そのことによって次の問題が発生しなくなる、そしてスムーズに仕事ができるというふうに私は思っております。ただ残念ながら、今般のこの議決の変更に伴っての文章の中に「関係職員を訓告及び嚴重注意処分にした」と、こういうことなんですが、非常にこの行政もそうではありますが、いろんな分野で誤った者、間違った者を処分すればいいという、そういうその感覚といいますか、処分したらもうこれで一件落着なんだという考え方がこの辺にあまさがあるんじゃないのかなと。やはり私も処分というのは大嫌いな文言でありますけれども、一生懸命やっている毎日職員の中で、確かに間違いはあったかもしれないけれども、しっかりと原因を究明せずして処分をすればいいという

この体質だけは変えてほしいなというふうに思います。そういった今後の課題について市長からご答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 原因を究明して、やはりその職務の責任というのがありますので、それに基づいて処分をして、やはりこういうことが二度とないように全職員にもう一度点検をするようにと、こういう指示をしながら今回の事案にかかわった管理職の部分について処分をさせていただいたと、こういうことであります。処分すれば物事が解決するという考え方には立っておりません。そういうのをやはり職員が全員共有して、しっかりとした仕事をするということが大切だろうと思ひまして、そういう指示も併せて出しながら関係職員の処分をしたところでありますので、ご理解をお願いしたいと思ひます。

○議長（橋本五郎君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） これにて質疑を終結いたします。

報告第２号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第５、報告第３号及び日程第６、報告第４号の２件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松総務部長。

○総務部長（老松博行君）【登壇】 報告第３号及び第４号の専決処分報告につきまして、ご説明申し上げます。

議案書では４ページから２９ページまでとなります。

これらの件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び関係政省令が平成１８年３月３１日に公布され、一部を除き本年４月１日から施行されることに伴い、大仙市税条例の一部を改正する条例並びに大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分したものであり、これを同条第３項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

平成１８年度の税制改正につきましては、平成１１年度から実施していた所得税及び個人住民税の定率減税をそれぞれ平成１９年、平成１９年度から廃止することや所得税から個人住民税への税源移譲などを主な内容とするものでございます。

それでははじめに報告第3号の市税条例改正の主な内容であります、議案書の6ページから24ページまでとなります。

第1点は、個人市民税の改正であり、生活保護基準等が改正されたことに伴い、均等割及び所得割の非課税基準につきまして、控除対象配偶者または扶養親族を有する場合の加算額をそれぞれ8,000円、それから3万円引き下げ、16万8千円、32万円とし、平成18年度分以後の年度分について適用するものであります。

次に、いわゆる三位一体改革の一環として所得税から住民税への税源移譲が行われ、これまで3段階でありました所得割の累進税率一律6%とするものであります。また、この改正に伴い、分離課税される各種所得の市と県の税率割合の見直しを行い、いずれも平成19年度分以後の年度分について適用するものであります。

次に、損害保険料控除が地震保険料控除に改められることになり、2万5千円を上限として地震保険料の2分の1に相当する額を所得控除することとし、平成20年度以後の年度分について適用するものであります。経過措置といたしまして平成18年末までに締結した長期損害保険契約等に係る保険料等につきましては、従前の損害保険料が適用されます。

次に、所得税において住宅借入金等特別控除を受けている方について、税源移譲による所得税額の影響額を翌年度の個人市民税の所得割額から控除する住宅借入金等特別税額控除を創設し、平成19年度以後の年度分について適用するものであります。

第2点は、固定資産税の改正であります。

昭和57年1月1日以前の住宅について平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施した場合に、最大で3年度分、税額を2分の1に減額する制度を創設し、耐震改修工事完了日の翌年1月1日を賦課期日とする年度分から適用するものであります。

次に、平成18年度から平成20年度までの土地に係る固定資産税の負担調整措置として、商業地等につきましては負担水準が60%未満の場合に前年度の課税標準額に当該年度の評価額の5%を加えた額を課税標準額とするものであります。この額が評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、20%を下回る場合には20%相当額とするものであります。

また、住宅用地につきましては、負担水準が80%未満の場合に前年度の課税標準額に当該年度の標準額に住宅用地特例率を乗じて得た額の5%を加えた額を課税標準額と

するものでありますが、この額が本則による課税標準額の８０％を上回る場合には８０％相当額とし、２０％を下回る場合には２０％相当額とするものであります。

次に、第３点は市たばこ税の改正であります。

平成１８年７月１日以降に売り渡し等が行われる製造たばこにつきまして、千本当たりの税率を旧３級品以外のものは３２１円、旧３級品のものは１５２円それぞれ引き上げ、３，２９８円、１，５６４円とするものであります。

また、この改正に伴い、平成１８年７月１日前に売り渡し等が行われ、同日に販売するために所持する一定の小売販売業者等に対して、いわゆる手持品課税を実施するものであります。

次に、報告第４号の国民健康保険税条例の主な改正の内容につきましては、議案書の２５ページから２９ページまででございますが、まず、介護納付金課税にかかわる課税限度額を１万円引き上げ９万円とするものであります。

次に、平成１６年度税制改正により公的年金等控除の最低保証額が１４０万円から１２０万円に引き下げられたことに伴う激変緩和措置といたしまして、平成１６年・平成１７年に公的年金等所得控除を受けた６５歳以上の方について、平成１８年度は１３万円、平成１９年度は７万円を所得割額の算定基礎からそれぞれ控除するものであります。

また、軽減判定所得につきましては、従前から行われている１５万円の特別控除に、平成１８年度は１３万円、平成１９年度は７万円を加え、それぞれ２８万円、２２万円を控除するものであります。

その他の改正につきましては、非課税等特別措置の整理、合理化などを行ったことによる条文の整理であり、附則で所要の経過措置について規定しておるものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

報告第３号は総務常任委員会に、報告第４号は教育民生常任委員会に付託いたします。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第７、報告第５号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松総務部長。

○総務部長（老松博行君）【登壇】 報告第5号、平成17年度大仙市一般会計補正予算（第10号）の専決処分報告につきまして、ご説明申し上げます。

「3月補正（専決）」というふうに書いております補正予算書の1ページをご覧くださいと思います。

今回の補正予算は、老人保健特別会計繰出金や宅地造成事業特別会計繰出金の補正及び除雪経費にかかわる国庫補助金や各種市債の額が3月に確定になったことに伴い、財源振替を行ったものであります。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ897万4千円を追加し、補正後の予算総額を486億6,633万2千円としたものであります。

また、県営土地改良事業費負担金及び仙北ふれあい公園事業費につきましては、年度内完成が困難となったことから繰越明許費の補正をしたものでございます。

地方自治法第197条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものであります。

それでは、補正予算の概要につきまして、歳入から順にご説明申し上げます。

2款地方譲与税は、自動車重量譲与税として3,159万円の減額補正であります。

8款自動車取得税交付金は1,211万1千円の減額補正であります。

10款地方交付税は、普通交付税として1,557万4千円の減額補正、特別交付税として1億3,775万1千円の減額補正であります。

14款国庫支出金は、今冬の大雪に伴う除雪経費の補助金として、幹線市町村道除雪費補助金1億2,600万円の補正であります。

21款市債は、市営ほ場整備事業債、道路整備事業債など7事業費の市債の額が確定したことによりまして8,000万円の補正であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

4款衛生費の老人保健特別会計繰出金は、医療給付費等の増加に伴い、一般会計からの負担分を繰り出しするもので、702万7千円の補正であります。

6款農林水産業費は、市債の確定に伴う財源振替であります。

8款土木費は194万7千円の補正であります。宅地造成事業特別会計は、払田の柵ニュータウンでの分譲における土地売払収入が当初見込みを下回ったことから、この不

足分を一般会計から繰り出しするもので、１９４万７千円の補正であります。

また、幹線市町村道除雪費補助金及び市債額の確定による財源振替を行ったものでございます。

以上、一般会計補正予算の専決処分報告につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

報告第５号は、それぞれ所管する各常任委員会に付託いたします。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第８、報告第６号から日程第１０、報告第８号までの３件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松総務部長。

○総務部長（老松博行君）【登壇】 報告第６号、平成１７年度大仙市老人保健特別会計補正予算（第４号）につきまして、ご報告いたします。

同じ補正予算書の１５ページをご覧ください。

本案につきましては、医療給付費等の増加に伴い補正を行ったものであります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ９，１８３万２千円を追加し、補正後の予算総額を１０７億７，４８７万６千円としたものであります。

歳入１款支払基金交付金は、医療費交付金及び診査支払い手数料交付金といたしまして４，９６８万２千円の補正であります。

２款国庫支出金は、医療費負担金として２，８０９万９千円の補正であります。

３款県支出金は、医療費負担金として７０２万４千円の補正であります。

４款繰入金は、一般会計繰入金として７０２万７千円の補正であります。

歳出２款医療諸費は、医療給付費として９，１６２万９千円、診査支払い手数料として２０万３千円の補正であります。

地方自治法第１９７条第１項の規定に基づき、平成１８年３月３１日付けで専決処分を行ったものであり、同条第３項の規定によりまして議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

次に２３ページをご覧ください。

報告第 7 号、平成 17 年度大仙市奨学資金特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、市職員退職者からの寄附金に伴う補正であり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 10 万円を追加し、補正後の予算総額を 4,028 万 3 千円としたものであります。

歳入 3 款寄附金は 10 万円の補正であります。

歳出 1 款奨学資金事業は、奨学基金積立金として 10 万円の補正であります。

地方自治法第 197 条第 1 項の規定に基づき、平成 18 年 3 月 31 日付けで専決処分を行ったものでございます。同様に同条第 3 項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

次に 31 ページをご覧ください。

報告第 8 号、平成 17 年度大仙市宅地造成事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、払田の柵ニュータウン分譲地の土地売払収入の減に伴い、これを補てんするため一般会計繰入金と同額増額する歳入の組み替え補正を行ったものであります。

歳入 1 款財産収入は、払田地区土地売払収入として 194 万 7 千円の減額補正であります。

2 款繰入金は、一般会計繰入金として 194 万 7 千円の補正であります。

地方自治法第 197 条第 1 項の規定に基づき、平成 18 年 3 月 31 日付けで専決処分を行ったものであり、同条第 3 項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものであります。

以上、特別会計補正予算の専決処分報告につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

報告第 6 号及び報告第 7 号は教育民生常任委員会に、報告第 8 号は建設水道常任委員会に付託いたします。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第 11、議案第 142 号から日程第 13、議案第 144 号までの 3 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松総務部長。

○総務部長（老松博行君）【登壇】 はじめに、議案第 142 号、大仙市南外ふるさと館

設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書の３４ページ・３５ページをご覧くださいと思います。

本案は、南外ふるさと館の入浴利用について他の施設との料金体系の統一化を図るため、２時間まで大人３００円、小学生１５０円の料金を新設するほか、２時間券１２枚綴りで３，０００円の回数券を新設し、利用促進を図るものであります。

なお、大仙市南外ふるさと館設置条例につきましては、平成１８年３月２２日に公布した一部改正条例が施行前であることから、この改正条例の一部を改正するものであり、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第１４３号、大仙市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書の３６ページ・３７ページをご覧くださいと思います。

本案は、障害程度区分認定審査会の業務を行うに際しまして、事前の研修等が必要であることが県の説明により明らかになったことから、当該審査会委員に対する報酬につきまして、審査会以外の会議等に出席する場合は日額５，０００円とすることとし、これを条例規定するものであります。

なお、当該委員の報酬は、この条例の附則により大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に規定が加えられることとされておりますが、条例が施行前であることから、大仙市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の附則を改正するものであり、交付の日から施行するものであります。

次に、議案第１４４号、大仙市八乙女温泉さくら荘設置条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の３８ページ・３９ページをご覧くださいと思います。

本案は、高齢者に対する温泉ふれあい入浴サービス事業の実施にあたり、当該事業と現行の入浴料等の料金徴収体系の間に不整合を生ずることから、関係する３本の条例を改正し、これを整合化させるもので、あわせて利用の単位の統一化を図るものであります。

具体的な改正内容につきましては、まず大仙市八乙女温泉さくら荘設置条例につきましては、現在のところこの条例には減免規定がありませんが、温泉ふれあい入浴サービス事業は使用料の減免により実施するものであることから、この規定を設けるものであ

ります。

次に、大仙市協和温泉条例につきましては、現行の65歳以上の方と心身障害者に対する入浴料金の減額措置が温泉ふれあいサービス事業と不整合を生ずることから、この規定を削除するものであります。

また、併せて入浴にかかわる利用の単位を他の温泉施設に合わせるため、「1人1回につき」を「1人1日につき」に改めるものであります。

次に、大仙市史跡の里交流プラザ「柵の湯」使用料徴収条例につきましては、現行の身体障害者手帳を所持している方と70歳以上の方に対する入浴料の減額措置が温泉ふれあい入浴サービス事業と不整合を生じることから、この規定を削除するものであり、いずれも平成18年5月1日から施行するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

議案第142号及び議案第144号は企画産業常任委員会に、議案第143号は教育民生常任委員会に付託いたします。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第14、議案第145号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松総務部長。

○総務部長（老松博行君） 【登壇】 議案第145号、平成18年度大仙市一般会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

「4月補正」と書かれております補正予算書をご覧いただきたいと思います。

1ページ目をご覧ください。

今回の補正予算は、今冬の雪害による施設修繕費や保健事業費について補正するものであり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,149万6千円を追加し、補正後の予算総額を444億1,099万6千円とするものであります。

それでは、補正予算の概要につきまして、歳入からご説明申し上げます。

19款繰越金は、前年度繰越金として1,501万5千円の補正であります。

20款諸収入は、建物総合損害共済金として648万1千円の補正であります。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

4 款衛生費の保健事業費は、平成 18 年度から新たに 65 歳以上の高齢者を対象に介護予防のための生活機能評価事業を実施する必要が生じたことから、これにかかわる経費といたしまして 1,501 万 5 千円の補正であります。

6 款農林水産業費の地域農業総合管理施設費は、今冬の雪害により中仙地域のこめこめプラザの屋根の一部が損傷したことから、これにかかわる修繕経費として 49 万 6 千円の補正であります。

7 款商工費の西仙北ぬくもり温泉管理費は、同様に雪害により、ユメリアの屋根の一部が損傷したことから、これにかかわる修繕経費といたしまして 486 万 1 千円の補正であります。

10 款教育費の野球場管理費は、これも同様に雪害により、大曲球場のメインスタンド観覧席の椅子などが破損したことから、これにかかわる修繕経費として 112 万 4 千円の補正であります。

以上、議案第 145 号につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

議案第 145 号は、それぞれ所管する各常任委員会に付託いたします。

○議長（橋本五郎君） この際、委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午前 10 時 55 分 休 憩

.....

午後 0 時 20 分 再 開

○議長（橋本五郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（橋本五郎君） 日程第 5、報告第 3 号を再び議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 30 番藤田君雄君。

○総務常任委員長（藤田君雄君） 【登壇】 ご報告を申し上げます。

総務常任委員会に審査付託となりました事件につきまして、本会議休憩中に審査いた

しましたので、その経過及び結果についてご報告をいたします。

報告第3号「専決処分報告について」は、大仙市税条例の一部を改正する条例であります。

本件につきましては、地方税法の一部改正に伴い、市税条例の一部を改正したものであります。

当局からの説明に対し、条例改正により市税の増減見込みについて、また、固定資産税改正内容についての質疑等がありましたが、今後は見込額等を提示する、また毎戸に固定資産税についての改正内容についてチラシを配付するとの答弁があり、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は承認すべきものと決した次第でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより報告第3号を採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第11、議案第142号及び日程第13、議案第144号の2件を一括して再び議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長29番鎌田正君。29番。

○企画産業常任委員長（鎌田正君） 【登壇】 ご報告いたします。

休憩前の本会議において当委員会に審査付託となりました事件につき、委員会を開催いたしましたので、その経過及び結果について、ご報告いたします。

議案第142号「大仙市南外ふるさと館設置条例の一部を改正する条例の一部を改正

する条例の制定について」及び議案第１４４号「大仙市八乙女温泉さくら荘設置条例等の一部を改正する条例の制定について」は、当局の説明に対し、いずれも質疑、討論もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第１４２号及び議案第１４４号の２件を一括して採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本２件は原案のとおり可決されました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第６、報告第４号、日程第８、報告第６号、日程第９、報告第７号及び日程第１２、議案第１４３号の４件を一括して再び議題といたします。

本４件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長 ２１番 門脇一男君。

○教育民生常任委員長（門脇一男君） 【登壇】 休憩前の本会議において、当委員会に審査付託となりました事件につき、委員会を開催し、慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

報告第４号の「大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」に関する専決処分報告につきましては、当局からの内容説明後、質疑において、課税限度額の対象世帯数についての質問があり、当局からは、平成１７年度で１７２世帯であるとの答弁がありました。

また、公的年金等控除額の最低保障額引き下げに伴い負担増となる世帯数については、約３，０００世帯であるとの答弁がありました。

そのほか、２、３の質疑のあと、討論において、激変緩和措置が講じられているが２

年後には増税となる改正であるため、本案には反対であるとの討論がありました。

採決の結果、出席委員の賛成多数をもって、本件は承認すべきものと決した次第であります。

次に、報告第6号の「平成17年度大仙市老人保健特別会計補正予算（第4号）」及び報告第7号の「平成17年度大仙市奨学資金特別会計補正予算（第2号）」に関する専決処分報告につきましては、当局からの内容説明に対し、格別なる質疑、討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本2件は承認すべきものと決した次第であります。

次に、議案第143号「大仙市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの改正内容の説明に対し、格別なる質疑、討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、報告第4号を採決いたします。採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（橋本五郎君） 起立多数であります。よって、本件は承認することに決しました。

これより、ただいま議題となっております案件中、報告第6号及び報告第7号の2件を一括して採決いたします。本2件に対する委員長報告は承認であります。本2件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本2件は承認することに決しま

した。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第143号について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第4、報告第2号及び日程第10、報告第8号の2件を一括して再び議題といたします。

本2件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長10番千葉健君。はい、10番。

○建設水道常任委員長（千葉 健君）【登壇】 ご報告いたします。

休憩前の本会議において、当委員会に審査付託となりました事件につき、委員会を開催しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

報告第2号「専決処分報告について（議決の変更について）」でございます。

追加工事の内容と発注時期についての質問があり、当局からは、工事の施工後に緊急遮断弁の流量計の移設工事において不断弁工事を施工する必要性が生じたこと並びに工事施工時に地下埋設物を保護するため敷鉄板を実施することになった理由であるが、事務手続きを誤り、議会の議決を経ることもなく変更契約を行い、工事完了したことに深く陳謝されました。

これに対し委員会から、今回は年度末で期日もなかったこともあるが、議会を軽視することのないように事務処理に万全を期していただきたいと強く要望されました。

採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は承認すべきものと決した次第であります。

次に、報告第8号「専決処分報告について（平成17年度大仙市宅地造成事業特別会計補正予算（第3号））」につきましては、当局からの内容説明に対し、格別なる質疑、討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は承認すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより報告第２号及び報告第８号の２件を一括して採決いたします。本２件に対する委員長報告は承認であります。本２件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本２件は承認することに決しました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第７、報告第５号を再び議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに総務常任委員長３０番藤田君雄君。
はい、３０番。

○総務常任委員長（藤田君雄君） 【登壇】 ご報告申し上げます。

報告第５号「専決処分報告について」は、大仙市一般会計補正予算（第１０号）であります。

当委員会の所管する事項については、歳入決定及び財源振替であり、当局からの内容説明に対し、普通交付税、特別交付税の減分と国庫補助金の増分についての質問がございましたが、当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は承認すべきものと決した次第でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

次に、企画産業常任委員長２９番鎌田正君。２９番。

○企画産業常任委員長（鎌田 正君）【登壇】 ご報告いたします。

報告第5号「専決処分報告について（平成17年度大仙市一般会計補正予算（第10号））」のうち、当委員会の所管する歳出予算につきましては、当局の説明に対し、質疑、討論もなく、採決の結果、全会一致で承認すべきものと決しました。

報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

次に、教育民生常任委員長21番門脇一男君。21番。

○教育民生常任委員長（門脇一男君）【登壇】 ご報告いたします。

報告第5号の「平成17年度大仙市一般会計補正予算（第10号）」に関する専決処分報告のうち、当委員会に審査付託となりました所管する歳出予算につきましては、当局からの内容説明に対し、格別なる質疑、討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は承認すべきものと決した次第であります。

以上であります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

次に、建設水道常任委員長10番千葉健君。10番。

○建設水道常任委員長（千葉 健君）【登壇】 ご報告申し上げます。

報告第5号「専決処分報告について（平成17年度大仙市一般会計補正予算（第10号））」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する歳出予算につきましては、当局からの内容説明に対し、格別なる質疑、討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は承認すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより報告第５号を原案について採決いたします。本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第１４、議案第１４５号を再び議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに企画産業常任委員長２９番鎌田正君。２９番。

○企画産業常任委員長（鎌田 正君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第１４５号「平成１８年度大仙市一般会計補正予算（第１号）」のうち、当委員会の所管する歳出予算につきましては、当局の説明に対し、質疑、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

次に、教育民生常任委員長２１番門脇一男君。はい、２１番。

○教育民生常任委員長（門脇一男君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第１４５号「平成１８年度大仙市一般会計補正予算（第１号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する歳出予算につきましては、当局からの内容説明後、質疑において、観覧席が壊れないための今後の対策についての質問があり、当局からは、支柱などの補強対策を講じていきたいとの答弁がありました。

そのほか、建物保険の対象となる範囲についてや生活機能調査評価の内容について等の質疑がありましたが、いずれも当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致を

もって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第145号を原案について採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（橋本五郎君） 以上で、本臨時会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成18年第2回大仙市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦勞様でございました。

午後 0時45分 閉 会